

★平成22年度も残り2カ月余りとなりました。

国保連合会及び支払基金から届いた特定健診等の返戻で、未処理のものがありましたら、とり急ぎNPOあいちへFAX（052-241-1352）していただきますようお願い致します。

## ★★★ 重要なお案内 ★★★

### ○平成23年度特定健診等 集合B契約の参加に関する手続きについて

平成23年度 集合B契約への参加について、2月上旬頃より所属医師会から、参加に関する取りまとめ確認が行われております。

受託業務部分・実施機関番号・住所等内容をご確認のうえ、集合B契約へ参加されるか否かのご連絡を所属医師会へお願い致します。

- ・本集合契約は、単年度契約となります。
- ・本集合契約は、被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合、国保組合等）の特定健診・特定保健指導に関わる契約であり、各地区市町村国保との契約ではありません。
- ・本集合契約の契約締結後は、年度途中の契約脱退及び、契約内容（受託業務）の変更を行う事は出来ません。
- ・集合A契約のみ締結の保険者様の請求業務は、NPOあいちで対応できませんのでご了承下さい。

注1) 平成23年度“集合B契約”に参加される医療機関で、平成22年度中に、医療機関番号・医療機関名・郵便番号・住所・電話番号に変更があった場合は、参加の返答をされる際に、必ず所属医師会へ変更の旨の連絡お願い致します。（すでにNPOあいちにご連絡いただければ、情報は更新済みです）

\*契約情報に誤りがありますと、費用決済が遅れる場合があります。

注2) 受託項目の内容については、十分にご検討・ご確認をお願い致します。

受託項目の誤手続きによる受診者とのトラブルが発生する場合があります。

特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）の受託項目については、特にご検討・ご確認いただきますよう、よろしくお願い致します。

### ○“特定健診”未受診者への受診啓発のお願い

平成22年度の特定健診の実施終了時期（保険者毎に異なります）まで、残り2カ月余りとなりました。会員の諸先生におかれましては、ご多忙とは存じますが、未受診者への「特定健診」受診の啓発活動をお願い致します。

また、特定保健指導対象者の利用状況も同様で、保健指導利用依頼がありました際には、是非「特定保健指導」を実施いただくか、他指導機関へのご案内をしていただき、利用者の保健指導実施の啓発活動も併せてお願い致します。